

H.2. 12. 12

(第3種郵便物認可)

動物愛護条例、制定へ

命の尊さ柱に全国初

実験施設など ペット病予防も狙い 届け出制に

兵庫県は十一日、ペットブームなどに対応して動物愛護の立場に立った総合的な条例づくりを打ち出す方針を明らかにした。従来の人間中心の動物行政を、生き物の生命の尊さを主眼に掲げたものに転換するのが狙い。最近、社会問題化しつつあるペット病の突然死や予防にも乗り出す。また、現行法規制のないペットショップや実験動物使用施設も届け出制にする考えで、平成四年度公布を目指す。

4年度目指し検討委

同日開かれた県議会決算特別委員会で山本正治委員長（自民・神戸市東灘区）の質問に答えた。

県は現在、国の「動物の保護及び管理に関する法律」「狂犬病予防法」に加え、県独自の「飼い犬条例」など動物行政を進めている。いずれも予防接種や野犬捕獲、危険動物の施設基準など、人間への危害防止、公衆衛生面に力点が置かれている。

新条例では現行の県条例を統廃合し、全面的に新しい内容を取り入れ、特に「生命の尊さの確保」を柱とする。また保護所で処分という現在のペット飼育の流れを改め、動物も一生を全うできるように飼い主に呼び掛け、行政として後援する姿勢づくりを目指す。

また全国で初めて、実験動物も対象にする考えで、大学、研究機関の使用施設を

届け出制にし、虐待につながるような管理、処分に抑止めをかける。

もう一つの条例の柱は「動物の健康イコール人間の健康」という考え。ペットブームで家庭に広がるペット病を予防するのが狙い。小鳥から伝染して肺炎のような

症状となるオウム病や、イヌやネコの回虫が人体に入り、流涎、失明の危険もあるイヌ又回虫など、人畜共通の伝染病を防ぐ動きづくりを目指す。

具体策では県内に百数十店あるとみられるペットショップ

を届け出制にし、管理状態の指導に乗り出す。

動物愛護のための総合的な条例づくりは全国初の試みという。県は獣医や動物愛護関係者、大学教授ら十数人による検討委員会をつくり、来年度いっぱいかけて中身を詰める。

YASHIRO TEL. (07954) 2-4466

NISHINOMIYA HOKENSHO (0798) 26-3666